

ポジティブリスト制度が導入されました。 これまで以上に農薬散布には気をつけましょう！

ポジティブリスト制度とは？

改正食品衛生法が施行（平成18年5月29日）され、原則、すべての農薬に残留基準値が設定されました。

農作物等から、基準値を超える農薬が検出された場合は、その農作物の販売禁止、回収などの措置がとられることとなります。

一律基準とは？

この制度では、国内・海外でも該当する作物に使用されない農薬には、原則0.01ppmという厳しい基準が設定されました。

★0.01ppmって、どのくらいの濃度？

これは、100トンの砂に対する1円玉の重さの比率と同じ濃度です。

隣の圃場の農作物に少し飛散した場合、他作物の農薬散布を行った薬液が、散布器具内（タンク、ホース等）に残っていた場合でも、この基準を超えてしまう恐れがあるため、これまで以上に農薬散布には気をつけなければなりません。

何が問題か？ ～農薬の飛散～

これまでも、ラベルに記載された使用基準を遵守し、適正使用に心がけてきたこととは思いますが、今後は、飛散により付着した農薬により、基準値を超過する恐れがあります。

隣の圃場で他の作物を栽培している場合や、同じ畑でも違う作物や品種を栽培している場合は、特に注意が必要となります。

もし、違反が判明した場合は、防除日誌や残留農薬の検査が行われ、実態の把握と原因究明が明らかになるまで出荷はできなくなります。

一戸の農家の違反にとどまらず、産地全体が経済的打撃や風評被害を受けることもあります。

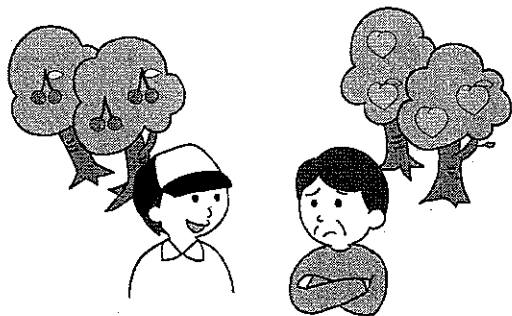
事前の対策について

農薬の飛散は、天気、風、隣の農作物との距離、散布方法、収穫期等の多くの条件に左右されますが、予想される危険性に対しては、最大限の対策を講じておくことが重要です。

【 地域ぐるみで対策を話し合いましょう 】

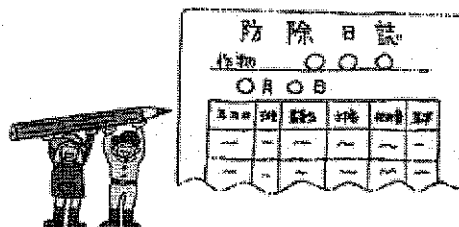
日頃から、隣接圃場の農家と連絡を取り合い、収穫時期、農薬の散布日等について、コミュニケーションを図ることが必要です。

また、地域ぐるみで飛散防止対策を話し合い、取り組みましょう。



【 基本的な対策 】

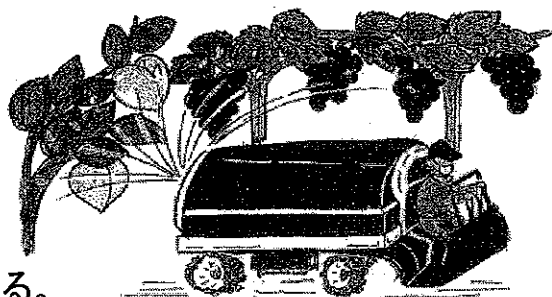
- ・使用前に農薬の使用方法（適用作物、濃度、成分ごとに定められている総使用回数、使用時期等）を確認する。
- ・周辺農家に対して、事前に、収穫時期、使用農薬、散布日時等について連絡する。
- ・防除日誌の記帳を徹底し、散布時の気象条件（風の強さ等）も記録する。



【 飛散防止対策 】

- ・風の強さや、風向きに注意し、風が出始めたら散布を中断する。
- ・圃場の端では外側から内側に向かって手散布する。
- ・適正な散布圧力、風量、散布量に努める。
- ・飛散防止ネット・シートの活用を図る。
- ・飛散しにくい農薬（粒剤、箱施用剤等）を利用する。
- ・使用前に散布器具内に農薬が残っていないか確認し、使用後は、タンクやホースに農薬が残らないようにしっかり洗浄を行う。
- ・混植ほ場や他作物が非常に接近して栽培されている場合は、上記対策を行った上で、共通的に登録のある農薬を体系防除や収穫前日数等を考慮して選択する。
- ・性フェロモン剤、生物農薬、天然物由来の農薬等の残留問題が生じない農薬の利用を検討し、耕種的防除や物理的防除を組み合わせた総合防除を推進する。

- ・ 送風量は必要な範囲で可能な限り少なくする。
- ・ 散布対象が存在しない方向のノズルは止める。
- ・ 適正な散布量に努め、過剰散布は行わない。
- ・ 旋回時には必ず不要な噴霧を止める。
- ・ 園地の端部での散布操作には特に注意し、必要に応じて手散布を活用する。



事後の対策について

検査の結果、基準を上回った残留が判明した場合は、速やかに原因究明を行うとともに、関係者で飛散防止対策等の見直しを行い、再発防止のため、地域全体で適正使用の徹底に取り組みましょう。

《資料に関する問い合わせ先》

山梨県農政部農業技術課 電話 055-223-1618

《ポジティブリスト制度に関する問い合わせ先（食品衛生法）》

山梨県福祉保健部衛生薬務課 電話 055-223-1489

《農薬の適正使用に関する問い合わせ先（農薬取締法）》

山梨県農政部農業技術課 電話 055-223-1618

《農薬の適正使用に関する問い合わせ先（飛散防止対策）》

山梨県総合農業技術センター 電話 0551-28-2496(代表)

山梨県果樹試験場 電話 0553-22-1921(代表)

または最寄りの農業協同組合まで

山梨県、JAグループ山梨農薬適正使用推進会議、山梨県植物防疫協会